

地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量 譲与税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和3年2月
総務省

1 主な改正の内容

- (1) 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の譲与基準に用いる自家用の乗用車の台数に錯誤があった場合の措置について、規定の整備を行う。
- (2) 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料の提出義務について規定の明確化を行う。
- (3) 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の譲与基準に用いる道路の延長・面積の補正に用いる人口に設けられた被災市町村に係る特例の適用期限を、令和3年度まで延長する。

2 施行期日

- (1) 公布の日（地方揮発油譲与税法施行規則については、令和16年4月1日）
- (2) 公布の日（地方揮発油譲与税法施行規則については、令和16年4月1日）
- (3) 令和3年4月1日